

吳市教育委員会議題  
(令和元年9月27日定例会)

吳市教育委員会

令和元年9月27日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第46号 呉市幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
- 4 報告第23号 令和元年度教育費補正予算について 【非公開】
- 5 教議第47号 臨時代理の承認について（教職員人事） （人事案件）【秘密会】

教議第46号

呉市立幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

呉市立幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則

(呉市立幼稚園条例施行規則の一部改正)

第1条 呉市立幼稚園条例施行規則(平成17年呉市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(保育料等の納付の期限)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する保育料は毎月(8月を除く。)末日までにその月分を、預かり保育料は預かり保育を受けた月の翌月末日までに前月分を納付しなければならない。ただし、3月分の預かり保育料は、3月末日までに納付しなければならない。</p>  | <p>(預かり保育料の納付の期限)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する預かり保育料は預かり保育を受けた月の翌月末日までに前月分を納付しなければならない。ただし、3月分の預かり保育料は、3月末日までに納付しなければならない。</p> |
| <p>(保育料の納付の猶予)</p> <p>第3条 <u>やむを得ない特別の事由により第2条に規定する納付の期限(以下「納期限」という。)までに保育料を納付することができない園児の保護者は、保育料納付猶予申請書をその月の納期限前に呉市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出し、保育料の納付の猶予の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による許可をする場合において、納付を猶予する期間は、当該保育料の納期限から翌月末日までとする。ただし、学年末においては3月末日までの期間内とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により許可された納付の猶予の期間内に、なお保育料を納付することができない園児の保護者は、保育料納付再猶予申請書を委員会に提出し、許</u></p> |   |

可を受けなければならない。

4 前項の規定による許可をする場合において、納付を猶予する期間は、納期限後2か月の期間内とする。ただし、学年末においては3月末日までの期間内とする。

(保育料未納者に対する処分)

第4条 保育料を納期限内又は前条の規定により納付の猶予が許可された期間内に納付しない者に対しては、委員会は当該保育料の未納の期間中、出席停止を命ずることができる。

(保育料の免除)

第5条 条例第4条の規定による保育料の全部又は一部を免除することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、当該免除をする額は、別表に掲げる区分に応じて、それぞれ定める額とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属する者

(2) 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯に属する者

(3) 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税され、その額が5,000円以下となる世帯に属する者

(4) 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が5,000円を超え10,000円以下となる世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、委員会において特に免除することが必要であると認める者については、保育料の全部又は一部を免除することができる。

(多子世帯における保育料)

第5条の2 同一世帯の小学校第3学年以下の範囲における最年長の子どもから順に2人目の者の保育料の額は、条例第3条に規定する保育料の額の半額とする。

2 前項に該当する者で条例第4条の規定

による保育料の免除を受けた者についての保育料の額は、条例第3条に規定する保育料の額から免除する額を差し引いた額の半額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、同一世帯の小学校第3学年以下の範囲における最年長の子どもから順に3人目以降の者の保育料の額は、無料とする。

(免除の手続)

第6条 第5条第1項各号のいずれかに該当する者で保育料の全部又は一部の免除を受けようとする園児の保護者は、保育料免除(減額)申請書にその事実を証する書類を添付し、委員会に提出しなければならない。

(免除の許可)

第7条 委員会は、前条の申請書を受理したときは、家庭の状況等を調査し、適当と認められる場合は、許可するものとする。

(免除の取消し)

第8条 前条の規定により保育料の免除が許可された者の保護者は、当該保育料免除の事由が解消したとき又は変更したときは、直ちにその旨を記載した保育料免除(減額)変更届出書を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による届出により当該免除の事由が解消したと判明したとき又は免除の事由が消滅し、若しくは虚偽の申請に基づき免除を受けたものであると判明したときは、当該免除の許可を取り消すものとする。

第9条～第10条 略

第3条～第4条 略

別表(第5条関係)

| 区分                    | 免除する金額    |
|-----------------------|-----------|
| 1 生活保護法(昭和25年法律第144号) | 月額 4,000円 |

|  |           |
|--|-----------|
| の規定による保護を受けている世帯に属する者                              |           |
| 2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯に属する者                  | 月額 2,600円 |
| 3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税され、その額が5,000円以下となる世帯に属する者    | 月額 1,700円 |
| 4 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が5,000円を超え10,000円以下となる世帯に属する者 | 月額 700円   |

(呉市立幼稚園園則の一部改正)

第2条 呉市立幼稚園園則（平成17年呉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <u>(保育料等)</u><br>第21条 園児の保護者は、呉市立幼稚園条例（平成17年呉市条例第62号。）の定めるところにより、 <u>保育料等</u> を納付しなければならない。 | <u>(預かり保育料)</u><br>第21条 園児の保護者は、呉市立幼稚園条例（平成17年呉市条例第62号）の定めるところにより、 <u>預かり保育料</u> を納付しなければならない。 |

付 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

## 議案資料 呉市立幼稚園条例施行規則及び呉市立幼稚園園則の一部を改正する規則 の制定について

### 1 改正の趣旨

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、呉市立幼稚園条例の一部を改正するため、所要の規定の整備を行うものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 呉市立幼稚園条例施行規則の一部改正

幼児教育・保育の無償化により、全ての利用者の保育料及び入園料の額を零とすることに伴い、保育料及び入園料の納付、猶予、免除等に関する規定を削除します。なお、無償化の対象となる預かり保育料については、保護者が支払った預かり保育料に対し、施設等利用費として保護者（利用者）に給付されることとなり、市は従前どおり預かり保育料を徴収するため、関係規定の改正はありません。

#### (2) 呉市立幼稚園園則の一部改正

「保育料等」を「預かり保育料」に変更します。

### 3 施行期日

令和元年10月1日